

平成25年11月27日
青森市企業局水道部総務課

建設業者各位

暴力団等による不当介入に対する通報・報告制度について

本企業局では、公共工事等における暴力団排除の取組みとして、青森市工事請負契約標準約款等において暴力団排除条項を規定しているほか、指名停止措置要件に暴力団関与行為の項目を設けているところですが、これら取組みの更なる強化を図るため、このたび、本企業局発注工事の受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合における警察及び発注者への通報・報告制度を下記のとおり導入することといたしました。

記

1 内 容

(1) 本企業局発注の工事請負契約及び設計業務等委託契約において、次の特約条項を適用します。

「受注者は、この契約の履行にあたり、受注者及び下請負人に対して暴力団又は暴力団関係者による不当介入があった場合は、速やかに警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上、必要な協力を行うものとする。」

(2) 指名停止措置要件（暴力団の関与）に次の項目を追加します。

○青森市企業局競争入札参加資格業者指名停止要領別表1第18号

措 置 要 件	期 間
企業局発注契約の履行にあたり、受注者及び下請負人に対して、暴力団又は暴力団関係者による不当介入を受けたにもかかわらず、警察及び発注者への通報・報告を怠ったと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月

2 施 行

平成25年12月1日以降に締結する対象契約から適用する。

企業局への報告先：契約担当者

警察の通報窓口：青森警察署刑事第二課

TEL 017-723-0110 (代)